

○東総地区広域市町村圏事務組合職員の休日及び休暇に関する条例

昭和 51 年 3 月 9 日
条 例 第 2 号

改正 平成 20 年 2 月 19 日条例第 3 号

改正 平成 28 年 2 月 16 日条例第 11 号

改正 令和 4 年 10 月 14 日条例第 2 号

改正 令和 5 年 2 月 28 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の休日及び休暇に関して定めることを目的とする。

(休日)

第 2 条 休日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する

休日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日とする。

(休暇の種類)

第 3 条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇及び看護休暇とする。

(休暇の手続)

第 4 条 休暇は、あらかじめ任命権者の承認又は命令がなければ与えられない。

ただし、職員は病気、災害その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、事後の承認を受けることができる。

(年次休暇)

第 5 条 年次休暇は、1 の年度ごとにおける休暇とし、その日数は 1 の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

(3) 当該年度の前年度において東総地区広域市町村圏事務組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員であつて引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 その在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、40 日を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20 日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 年次休暇は、職員が請求した時季に与える。ただし、事務の正常な運営を妨げる場合においては、任命権者は、年次休暇を他の時季に与えることができる。

（療養休暇）

第6条 任命権者は、結核性疾患により療養を要する職員に対し、規則で定める期間の範囲内で療養休暇を与えることができる。

2 前項に規定するもののほか、職員が傷病のため療養を要し、又は就業を禁止された場合には、任命権者が医師等の証明に基づき最小限度必要と認める日数又はその就業を禁止された日数の療養休暇を与えることができる。

3 前2項に規定するもののほか、職員の勤務時間を短縮する必要があると認める期間、半日又は1時間単位の療養休暇を与えることができる。

（特別休暇）

第7条 前2条に規定するもののほか、規則で定める特別の理由がある場合には、任命権者は職員に対し規則で定める期間の特別休暇を与えることができる。

（看護休暇）

第8条 看護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2 親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

とする。

- 2 看護休暇の期間及びその態様は、規則で定める。
- 3 看護休暇については、東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 46 年匝瑳市条例第 7 号）第 2 条の規定により準用する匝瑳市職員の給与に関する条例（平成 18 年条例第 45 号。以下この項において「匝瑳市給与条例」という。）第 16 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、匝瑳市給与条例第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

（非常勤の職員の休日及び休暇）

- 第 9 条** 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の休日及び休暇については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

（委任）

- 第 10 条** この条例に定めるもののほか、職員の休日及び休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 11 号）は廃止する。

附 則（平成 20 年 2 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 16 日条例第 11 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 14 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（読み替え規定）

- 2 前項本文に規定する条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、令和 5

年 3 月 31 日までの間は、改正後の東総地区広域市町村圏事務組合職員の休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条第 2 項の規定中「当該年度の翌年度に」とあるのは「当該年の翌年に」と読み替えるものとする。

（経過措置）

- 3 施行日において改正後の条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当する職員（管理者が定める職員を除く。）についての令和 5 年度における年次休暇の日数は、同項及び同条第 2 項の規定にかかわらず、5 日に改正前の東総地区広域市町村圏事務組合職員の休日及び休暇に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により令和 5 年に付与された年次休暇の日数及び改正後の条例第 5 条第 2 項の規定により同年に繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数から、同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員（管理者が定める職員を除く。）が改正後の条例第 5 条第 2 項の規定により令和 6 年度に繰り越すことができる年次休暇の日数は、改正後の条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、25 日を限度とする。
- 5 附則第 3 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で管理者が定めるものの令和 5 年度における年次休暇及び前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で管理者が定めるものが令和 6 年度に繰り越すことができる年次休暇の日数は、改正後の条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して管理者が定める日数とする。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日条例第 5 号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。